

◎新潟県訓令第4号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成5年3月新潟県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和3年1月8日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前						
<p><b>第96号様式</b>（第142条関係） 支払案内書</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">（略）</td> <td style="width: 80%; text-align: center;"> <u>第四北越銀行</u>の本店又は支店で現金をお受け取りください。                 </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>（裏面）</p> <p style="text-align: center;">支払を受ける場合の注意事項</p> <p>1 「支払方法」が“回金払”の時 この支払案内書の表面の領収欄に署名（法人にあつては、記名）押印のうえ、<u>第四北越銀行</u>の本店又は支店へ提示し、現金をお受け取りください。</p> <p>なお、領収にあたっては、次の事項に注意してください。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>2 （略）</p>	（略）	<u>第四北越銀行</u> の本店又は支店で現金をお受け取りください。		<p><b>第96号様式</b>（第142条関係） 支払案内書</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">（略）</td> <td style="width: 80%; text-align: center;"> <u>第四銀行及び北越銀行</u>の本店又は支店で現金をお受け取りください。                 </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>（裏面）</p> <p style="text-align: center;">支払を受ける場合の注意事項</p> <p>1 「支払方法」が“回金払”の時 この支払案内書の表面の領収欄に署名（法人にあつては、記名）押印のうえ、<u>第四銀行及び北越銀行</u>の本店又は支店へ提示し、現金をお受け取りください。</p> <p>なお、領収にあたっては、次の事項に注意してください。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>2 （略）</p>	（略）	<u>第四銀行及び北越銀行</u> の本店又は支店で現金をお受け取りください。	
（略）	<u>第四北越銀行</u> の本店又は支店で現金をお受け取りください。						
（略）	<u>第四銀行及び北越銀行</u> の本店又は支店で現金をお受け取りください。						